

健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議

平成28年4月12日

消費者委員会

消費者委員会は、特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会から、「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会報告書」（以下「専門調査会報告書」という。）の提出を受けた。消費者委員会は、専門調査会報告書の内容を踏まえ、以下のとおり、関係大臣に建議を行う。

第1 はじめに

- 1 消費者委員会は平成25年1月に「健康食品」の表示等の在り方に関する建議を出し、消費者庁に対して、健康食品の表示・広告の適正化に向けた取組の強化や、健康食品の特性等に関する消費者理解の促進などについて、対応を求めた。その後の状況について注視してきたが、国の制度に基づかず、機能性の表示を認められていない「いわゆる健康食品」の表示・広告問題は依然解決していない。
- 2 また、消費者委員会は平成21年の発足以降、健康増進法に基づく内閣府令により、内閣総理大臣（所管：消費者庁）から諮問を受ける形で、特定保健用食品（以下「特保」という。）の表示許可に関する審議・答申を行っているが、特保が「健康に役立つ」として国民に広く利用されるようになった一方で、消費者が特保制度を正しく理解して製品を利用しているか、また、実際の効果に見合わない宣伝・広告が行われているのではないかといった疑義が示されるようになってきている。消費者委員会で特保の表示許可を審議する委員からも、特保に関して、表示・広告に関する問題だけでなく、制度や運用についても問題提起がされるようになった。
- 3 平成27年4月には機能性表示食品の制度が始まり、消費者庁への事前届出により、企業等の責任において科学的根拠を基に機能性表示を行うことができるようになった。同制度は、機能性を分かりやすく表示した商品の選択肢を増やし、消費者が商品の正しい情報を得て、自主的・合理的に選択できるようにする目的で導入された制度であり、特保制度とともに、「いわゆる健康食品」と呼ばれる製品群に含まれる、健康への効果や安全性が明らかでない食品の淘汰に寄与することが期待されている。

- 4 このような状況の下、国民が各制度を正しく理解し、適切な製品選択を行うことで、問題のある食品が淘汰されるような環境を、早急に整えることが必要となっている。特に、特保制度においては、特保が「食生活の改善に寄与し、その摂取により国民の健康の維持増進を図る」食品であるべきという大原則に立ち返って、その存在意義を確認し、更に高める必要がある。
- 5 消費者委員会では、上記の問題意識に対する詳細な検討が必要であると判断し、「特定保健用食品特保等の在り方に関する専門調査会」を設置し、検討を行ってきた。専門調査会は、平成27年8月から平成28年3月にわたり、計8回の審議を重ね、専門調査会報告書を取りまとめた。
- 6 専門調査会報告書での現状確認によれば、健康食品全般に対する消費者の知識が不足している現状と、「いわゆる健康食品」には、依然として消費者が有効性・安全性について過信するような表示・広告があることが明らかとなった。また、「いわゆる健康食品」と比較すれば、明らかに特保の方が問題は少ないが、特保でも一部の表示・広告は、消費者の誤認を招いていることが明らかとなった。特保の制度・運用に関しては、機能性表示食品制度の開始によって、同制度との差が曖昧になっている部分があることや、更新制がない中で制度制定から20年以上が経過し、その間の試験水準の変化を既に許可を受けている製品に当てはめて再評価を行う仕組みがないこと、また、特保の製品情報の開示や、関与成分に関する客観的情報の提供が不足していることなどが指摘された。
- 同報告書では、特保は、国が有効性・安全性を確認している製品群であり、消費者に「健康増進・食生活改善」を意識づけする役割を担った、消費者にとって有益な制度であり、行政等がその制度目的である「健康増進・食生活改善」をより意識し、消費者にとって特保が更に有益なものとなるよう、一層の取組が重要であるとの意見が示されている。併せて、従前より問題が指摘されている「いわゆる健康食品」の表示・広告についても監視・指導を強化し、有効性・安全性が担保されていない「いわゆる健康食品」が一刻も早く淘汰されるよう、対応し続ける必要があるとの意見がまとめられており、専門調査会で洗い出された現状の問題点を改善するための取組について、具体的に提言している。
- 7 そこで、消費者委員会は、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき、内閣府特命担当大臣（消費者）に対して、専門調査会報告書に基づき、「第2 建議事項」のとおり建議し、各種施策の実施に向けて、対応を求めるものである。
- また、消費者委員会は、消費者行政の司令塔であり、また、特保制度を所管する消費者庁が、関係省庁とも必要な協議を行った上で、消費者庁としての対応について、本年10月までに報告することを求める。

第2 建議事項

1 消費者委員会として、早急な対応を求める事項は以下のとおりである。

(1) 表示・広告の一層の適正化に向けた取組の強化

1) 「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」に関する改定

(ア) 特保の一部の表示・広告が消費者の誤認を招いているため、「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」を見直し、表示許可を受けた際に確認されている効果を超える効果を類推させる表示・広告を一切禁止することや、適切な利用方法を利用者が適切に認識できるような表示・広告とすべきことを、明記すること。また、適切な利用方法を消費者に認識してもらう対策として、企業が製品でアピールしたいことを製品表示や広告に記載する場合には、必ず国の健康政策・栄養政策として国民に常に認識してほしい事項（国の定めた定型文）と並列して表示しなければならないといった、一定のルールを設けることを検討すること。

2) 特保における表示・広告に関する制限に関する周知

(イ) 特保における表示・広告に関する制限の運用について、表示許可を受け事業者が明確に理解できるよう、具体例などを用いて、Q&Aやガイドラインの更なる明確化を行うこと。

3) 健康増進法における誇大表示の範囲の一層の明確化

(ウ) 健康増進法第31条の「著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示」の「著しい」の具体的例示を、健康食品の表示・広告の実態を踏まえて充実させ、広く公開すること。併せて、平成28年4月1日に健康増進法第32条第1項及び第2項の規定に基づく誇大表示の禁止に係る勧告・命令の権限が、都道府県知事並びに保健所設置市長及び特別区長に移譲されたことに鑑み、各執行機関の監視・指導及び措置のレベルにばらつきが生じないように、執行機関に対して十分に周知を行うこと。

4) 消費者等への周知の強化

(エ) 健康食品に関する基礎知識や特保制度の周知を強化するため、BS・CSも含むテレビを始めとして、新聞・雑誌、インターネットも利用し、今以上に、より多くの人目に留まる形で政府広報を実施し、併せて、対象別に周知方法を変えるなど、よりきめ細かい対応を行うこと。

① 食育を含む栄養教育を活用し、子供のころから知識を持つことができる教育体制の確立を行うこと。

② 高齢者が日常生活の中で目に留めやすい、テレビ・新聞・雑誌といった形での周知活動を早急に行うこと。

- ③ 消費者が健康食品に関する苦情を寄せる先としても活用できるよう、消費者ホットラインの一層の活用に向けた周知を行うこと。
- ④ 製造企業・流通・広告の各業界関係者への啓発を強化すること。

(2) 特保の制度・運用の見直し

1) 「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」に関する改定

(ア) 特保の個別審議における検証データの質を一定に保つため、「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」にUMIN臨床試験登録システムへの実施計画書の登録が必要であることを明記し、申請の受理審査の過程において、その有無の確認を確実にを行う体制をとること。

(イ) 特保制度の目的は「健康増進・食生活の改善」であることから、当該条件を満たさなければ、平成27年12月に改定された「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」第7項に規定する(1)～(8)¹の要件を満たしても、特保として許可されるべきでないことは明らかである。上記指導要領はこの点が不明であるため、明確化の観点から改定し、「健康増進・食生活の改善」が基本的条件であることを明らかにすること。

2) 収去調査の実施

(ウ) 定期的に特保の収去調査を実施し、販売されている特保の関与成分量などが規格どおりであるかについて、製品品質の確認を行うこと。

3) 規格基準型の範囲拡大検討

(エ) 規格基準型の範囲を拡大する検討を行うこと。ただし、検討に当たっては、有効性・安全性を確実に担保するために、専門家の意見を聴きつつ実施すること。

4) 特保の製品情報公開の義務化及び内容の充実

(オ) 販売中の特保においては製品情報を公開することを義務化し、製品情報の公開は消費者庁の責任において行うこと。また、情報公開を義務化するにあたっては、企業が混乱しないように、掲載すべき情報の形式や基準を国が明確化すること。

(カ) 特保の製品情報公開事業の実施主体は国とすべきだが、専門家によって情報提供事業を行った方が適切であるため、消費者庁は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所（以下「国立健康・栄養研究所」という。）が現在は自主事業として運営している特保の

製品情報に係るデータベースの運営費用を担保するための必要な対策を講じ、同研究所が引き続きデータベースを運営することで、情報提供を充実させること。

- (キ) 国立健康・栄養研究所のデータベースに、消費者向けの、許可品の試験結果などの科学的根拠を分かりやすく解説した情報を追加すること。

5) 関与成分に関する客観的情報の提供

- (ク) 国立健康・栄養研究所のデータベースに、医療関係者や栄養士といった専門家が、消費者から相談を受けた際などに利用できるよう、関与成分同士や、関与成分と医薬品との相互作用情報について、各種研究で公表されている情報などの客観的情報を追加すること。

6) データベースの機能強化

- (ケ) 国立健康・栄養研究所のデータベースに検索機能を追加し、掲載される被害情報を関与成分ごとにまとめて閲覧できる仕組みを構築すること。

2 消費者委員会として、早急な検討及びしかるべき対応を求める事項は、以下のとおりである。

(1) 健康食品の表示・広告の適正化等に向けた取組の強化

1) 健康増進法改正に関する検討

- (ア) 健康増進法による監視・指導をより一層、適切かつ迅速に行うための方策として、同法に景品表示法第4条第2項に類する「不実証広告規制」を導入することについて、検討を行うこと。

- (イ) 健康増進法第31条の「著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示」の「著しい」という文言が、健康増進法における監視・指導及び措置を難しくしているため、「著しく」という文言を、健康増進法から削除することについて、検討を行うこと。

2) 健康食品の表示広告に関する監視強化

- (ウ) 健康食品の表示・広告に関する監視を一層強化するため、行政手続法第36条の3や食品表示法第12条第1項の申出制度の活用が更に進むよう、これらの申出制度を消費者だけでなく、栄養士やアドバイザースタッフなどの専門家に対しても、周知すること。その他、栄養士やアドバイザースタッフなどの専門家が、監視機能の一旦を担うモニタリング等の仕組みを充実させ、消費者等の協力に基づく表示・広告の監視を行うこと。

(2) 特保の制度・運用の見直し

1) 条件付き特定保健用食品に関する検討

(ア) 機能性表示食品制度が導入されたことを踏まえ、作用機序等が曖昧な場合に該当する「条件付き特定保健用食品」が、今後も特保の一形態として存在する必要があるかについて、検討を行うこと。

2) 再審査制の有効性の検証と見直し

(イ) 現在の再審査制が有効に機能しているかの確認を行うために、新たな科学的根拠の報告が1件もない現状が、事実と整合性を有しているかの検証を行い、早急に再審査制の見直しが必要か否かの検討を行うこと。

(ウ) 消費者委員会・食品安全委員会とも連携し、新たな科学的知見を収集できる体制を充実し、事業者の報告と併せて分析を行うことで、再審査を行う必要があるか否かを科学的・中立的に判断する体制を、早急に整えるための検討を行うこと。

(エ) 更新制の代替として、再審査の要件に、試験水準の大幅な変化が含まれることを明らかにし、その点も踏まえて、再審査の必要の有無を検討すること。規格基準型や再許可についても、試験水準の大幅な変化が起こった場合の対応について、検討すること。

3) 「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」の改定

(オ) 「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」を改定し、審査に必要な検証データの水準を実際の状況に即して明確化すること。

4) 規格基準型の検討に係る体制整備

(カ) 規格基準型の適否を判断するスクリーニング条件をクリアしたものを実際に規格基準化できるか否かを、定期的に検討する仕組みや体制を早急に確立すること。

ⁱ 「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」7に記載の要件のうち(1)が、以下のとおり変更された。

○平成26年10月30日消食表第259号

7 次の要件に適合するものについて許可等を行うものであること。

(1) 食生活の改善が図られ、健康の維持増進に寄与することが期待できるものであること。

(2) 食品又は関与成分について、表示しようとする保健の用途に係る科学的根拠が医学的、栄養学的に明らかにされていること。

(3) 食品又は関与成分についての適切な摂取量が医学的、栄養学的に設定できるものであること。

-
- (4) 食品又は関与成分が、添付資料等からみて安全なものであること。
- (5) 関与成分について、次の事項が明らかにされていること。ただし、合理的理由がある場合は、この限りでない。
- ア 物理学的、化学的及び生物学的性状並びにその試験方法
 - イ 定性及び定量試験方法
- (6) 同種の食品が一般に含有している栄養成分の組成を著しく損なったものでないこと。
- (7) まれにしか食されないものでなく、日常的に食される食品であること。
- (8) 食品又は関与成分が、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」の別添2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に含まれるものでないこと。

○平成27年12月24日消食表第646号

7 本文 同上

- (1) 食品又は関与成分が、ビール等のアルコール飲料や、ナトリウム、糖分等を過剰摂取させることとなるものではないこと。
- (2)～(8) 同上

身元保証等高齢者サポート事業に関する
消費者問題についての建議の概要

平成29年1月
消費者委員会

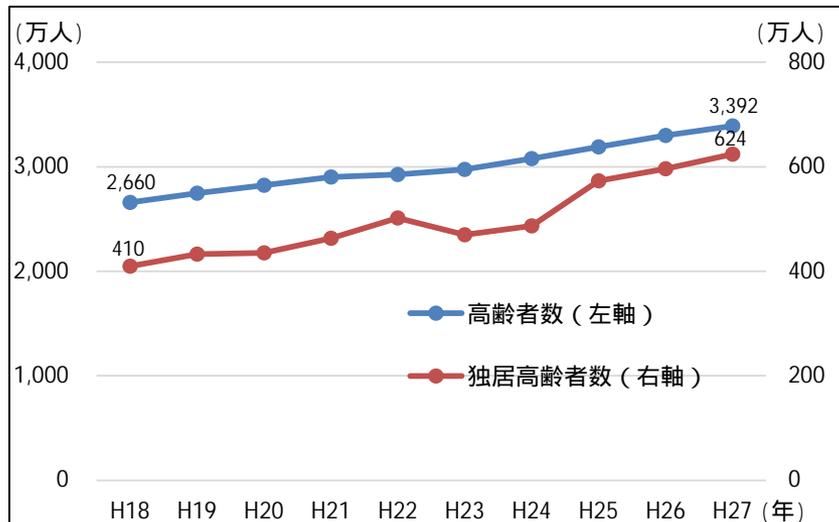
目 次

- 1 . 問題の背景 3
- 2 . 身元保証等高齢者サポート事業 4
- 3 . 病院・福祉施設等への入院・入所における身元保証人等 5
- 4 . 消費者への情報提供 6
- 5 . 建議事項 7

1 .. 問題の背景

高齢化の進行・・・平成27年の高齢者人口は約3,400万人で全人口に占める割合は26.7%。
 独居高齢者の増加・平成27年の独居高齢者人口は約620万人で全高齢者に占める割合は約18%。

図1 高齢者数及び独居高齢者数の推移



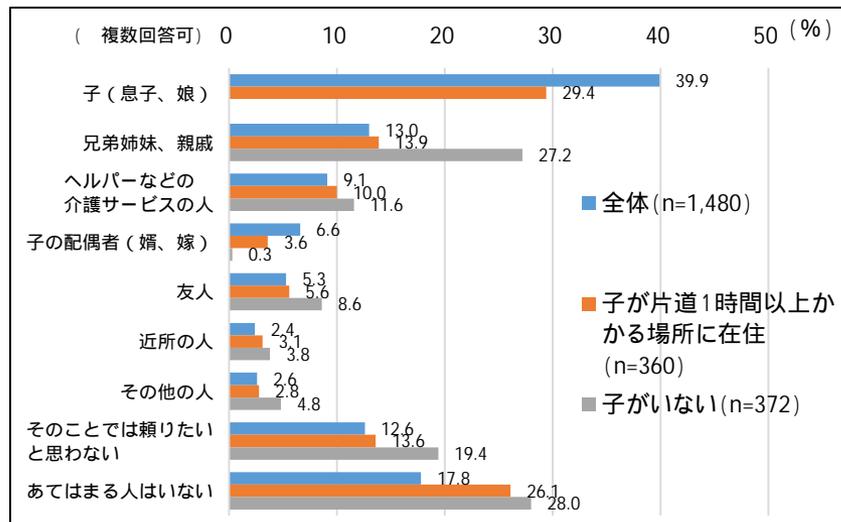
(注1) 内閣府「高齢社会白書」及び厚生労働省「国民生活基礎調査」より当委員会作成。

(注2) この表において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

(注3) この表において「独居高齢者」とは、世帯員が1人だけの世帯の高齢者をいう。

(注4) 独居高齢者数について、平成23年は岩手県・宮城県・福島県を除いた数値、平成24年は福島県を除いた数値。

図2 独居高齢者が病気等の場合に頼りにする相手



(注1) 内閣府「平成26年度 一人暮らし高齢者に関する意識調査」より当委員会作成。

(注2) 例えば、「子が片道1時間以上かかる場所に在住」している人のうち26.1パーセントが「あてはまる人はいない」と回答している。

一人暮らしの高齢者等を対象として、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する新しい事業形態が生まれている。

2.. 身元保証等高齢者サポート事業

「身元保証等高齢者サポートサービス」とは、以下のサービスを総称したものの、
少なくとも、又は を提供する事業を「身元保証等高齢者サポート事業」という。

当委員会による本建議における整理。

身元保証サービス

病院・福祉施設等への入院・
入所時の身元（連帯）保証
賃貸住宅入居時の身元（連
帯）保証 等

日常生活支援サービス

在宅時の日常生活サポート
（買物支援、福祉サービスの利用
や行政手続等の援助、日常的金
銭管理等）
安否確認・緊急時の親族への
連絡 等

死後事務サービス

病院・福祉施設等の費用の精
算代行
遺体の確認・引取り指示
居室の原状回復、残存家財・遺
品の処分
ライフラインの停止手続
葬儀支援 等

身元保証等高齢者サポート事業の課題

多くのサービスを提供する場合があるため、高齢者の利便性に資する
が、契約内容が複雑になりがち。個々の費目がいずれのサービスの対価
を示すのか、費用体系が明確でないものもみられる。

死後事務に要する費用については、生前に預託する仕組みとなる場合
が多いが、預託金の保全措置を講じていない事業者が存在する。

高齢者は一般的に次第に心身共に能力が低下する。契約締結時には判断能力が認められる場合であって
も、サービスの提供を受ける必要性が高まった状況においては、サービスが契約どおりに履行されている
か、本人のみでは十分な確認ができるとはいえない可能性がある。

身元保証等高齢者サポート事業全般については、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明確ではない。

平成28年に日本ライフ協会が
利用者の**預託金を事業等に流
用していたことが発覚**
その後**経営破綻したため、
預託金は返還不能に**

3 .. 病院・福祉施設等への入院・入所における身元保証人等

病院・施設等が身元保証人等に求める役割

入院費・施設等利用料の支払
 債務(入院費・施設利用料等、損害補償等)の保証
 本人生存中の退院・退所の際の居室等の明渡し、原状回復義務の履行
 緊急の連絡先

本人の身柄の引取り
 入院計画書やケアプラン等の同意
 医療行為(手術・予防接種等)の同意
 遺体・遺品の引取り、葬儀等

病院・施設等における身元保証人等の実態

契約書や利用約款等で入院・入所の際に身元保証人等を求める	病院95.9%	施設等91.3%
身元保証人等がない場合には、入院・入所を認めない	病院22.6%	施設等30.7%
身元保証人等がいた場合でも、支払を拒否される等問題が解決しなかったことがある	病院66.7%	施設等23.6%

(注) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書」より当委員会作成。

法の規定は
 どのようになっているか

医師法(第19条第1項)

「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」

各介護保険施設の基準省令

「正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない」

4.. 消費者への情報提供

積極的に提供すべき情報の例

- 契約内容(解約時のルール等)、預託金の保全措置に関すること
- 第三者が契約の履行を確認する仕組みに関すること
- サービスの担い手に関すること(法的な指導・監督がなされている事業者か等)



- ・サービスを適正に選択
- ・安心してサービスを利用

賃貸住宅に入居する際に利用できる身元保証サービス

賃貸住宅への入居の際に求められる身元(連帯)保証人等を確保することが困難な高齢者が存在

賃貸住宅に入居する際に利用できる身元(連帯)保証サービス等に関する取組例

一般財団法人高齢者住宅財団における家賃債務保証制度
高齢者住宅財団が連帯保証人の役割を担い
高齢者等の賃貸住宅への入居を支援
具体的には、賃貸住宅の家主と当該財団が基本約定を締結
基本約定を締結している賃貸住宅の入居者(高齢者等)に対し当該財団が連帯保証人に

居住支援協議会による取組
居住支援協議会は、高齢者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるための環境整備を行う(自治体ごとに設立)
地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、居住支援団体等で構成
居住支援に関する情報共有、家賃債務保証制度の紹介等を実施

現状・課題

身元保証等高齢者サポート事業全般については、実態が把握されておらず、指導監督に当たる行政機関も必ずしも明確ではなく、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できない。

病院・福祉施設等への入院・入所に際し身元保証人等を求められる場合がある。

建議事項

建議事項1

消費者庁及び厚生労働省は、消費者保護の観点から、以下の取組を行うこと。

- (1) 消費者庁は、身元保証や死後事務等を行う身元保証等高齢者サポート事業による消費者被害を防止するため、厚生労働省その他関係行政機関と必要な調整を行うこと。
- (2) 厚生労働省は、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業において消費者問題が発生していることを踏まえ、事業者に対しヒアリングを行うなど、その実態把握を行うこと。
- (3) 消費者庁及び厚生労働省は、関係行政機関と連携して、前記(2)を踏まえ、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、必要な措置を講ずること。

建議事項2

厚生労働省は、高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所することができるよう、以下の取組を行うこと。

- (1) 病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等がないことが入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを、病院・介護保険施設及びそれらに対する監督・指導権限を有する都道府県等に周知し、病院・介護保険施設が身元保証人等のないことのみを理由に、入院・入所等を拒む等の取扱いを行うことのないよう措置を講ずること。
- (2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。その上で、求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて、必要に応じ、病院・福祉施設等及び都道府県等に示すこと。求められる役割に対応する既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討すること。

5. 建議事項（3）

現状、課題

身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者被害防止のためには消費者に対し十分な情報提供が必要。
賃貸住宅に入居する際にも身元（連帯）保証人等を求められる場合がある。

建議事項

建議事項3

消費者庁、厚生労働省及び国土交通省は、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、サービスを選択するに当たり有用と思われる情報提供を積極的に行うこと。

民法の成年年齢引下げに関する 消費者被害の防止・救済のための対応策の検討について

経緯

平成29年1月
消費者委員会事務局

消費者庁長官から消費者委員会に対する意見聴取（平成28年9月）

平成28年9月に、消費者庁長官から消費者委員会宛てに、
民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策について、意見の求めを受ける。

成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループの設置～消費者庁への回答

- ・消費者委員会に、成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループを設置（平成28年9月）
- ・平成28年9月以降、計14回の会議において、計31の、有識者・関係団体・関係機関・関係省庁等からヒアリングを実施した後、報告書を取りまとめ（平成29年1月）
- ・消費者委員会本会議で、報告書の内容を踏まえ、消費者庁長官宛てに回答（平成29年1月）

< 主なヒアリング先 >

有識者等：大学教授・教諭等

関係団体：同志社生活協同組合、公社社団法人日本訪問販売協会、
特定非営利活動法人日本エステティック機構、
日本貸金業協会、一般社団法人全国消費者団体連絡会、
一般社団法人日本経済団体連合会、日本司法書士会連合会、
日本弁護士連合会

関係機関：国民生活センター、東京都消費生活センター、
金融広報中央委員会事務局

関係省庁：消費者庁、経済産業省、金融庁、文部科学省、法務省

等

< 成年年齢引下げ対応検討 WG構成員 >

(座長)	樋口	一清
(座長代理)	池本	誠司
	大森	節子
	河上	正二
	増田	悦子
(オブザーバー)		
	後藤	巻則

成年年齢引下げ対応検討WG報告書の概要

はじめに

成年年齢を引き下げるとする民法改正を実施する場合

新たに成年となる18歳、19歳の消費者被害の防止・救済のためには、本報告書を踏まえた消費者教育などの充実や制度整備等の検討が必要。

新たに成年となる者に対し、十分な消費者教育がされるまでの準備期間を確保すべき。

消費者被害の防止・救済のための相談体制の強化、制度整備などの措置が実施されるために必要な期間を確保すべき。
(制度整備については、国民的コンセンサスを得つつ検討が進められることを期待)

第1 現状と課題

1. 若者の実態と課題

- ・成熟した成人への移行プロセスの長期化・個別化・多様化・流動化。
- ・18歳を境目に生活環境が大きく変わる(進学・就職)。
- ・成熟した成人と比較して十分な知識・経験・判断能力が身に付いているとはいえない。

➡ 社会人としての出発点での回復不能なダメージから保護しつつ、段階的に経験を積んで成熟した成人へと成長できる社会環境を整備し、若者の成長を支える必要がある。

3. 若年者保護のための具体的措置に関する制度の現状

- ・民法(第5条第2項:未成年者取消権)
- ・特定商取引法(第7条第4号、同施行規則第7条第2号:老人その他の者の判断力の不足に乗じた契約の締結を指示対象行為)
- ・貸金業法(第13条第1項及び第3項:返済能力の調査、第13条の2:過剰貸付け等の禁止)
- ・割賦販売法(第30条の2、第35条の3:年収等の確認による支払可能見込額の調査)

4. 消費者教育における現状と課題

- ・小中高等学校:家庭科・社会科(公民科)を中心に実施。
- ➡ 授業時間が少ない、その効果が不明確、悪質商法・消費者保護制度の変化が早く教員の指導の負担大、適切な教材に関する情報提供も十分ではない等の指摘。
- ・大学:新入生ガイダンスでの啓発や授業科目の開設等を実施。
- ➡ 対応にバラつきが大きく、全体的に取組は十分ではない。大学の教員養成課程で、「消費者教育」を確実に修得しているとは言い難く、教員免許更新講習で消費者教育を取り扱うものはごく僅かな状況。

2. 若年者の消費者被害の動向

18歳・19歳と比べて20歳以降の相談件数が増加している。

20~22歳で相談件数が増える商品・役務

男性:マルチ取引、フリーローン・サラ金など

女性:エステ、医療サービスなど

契約購入金額の平均も20歳以降に増加

18歳 男性:約16万円、女性:約16万円

19歳 男性:約21万円、女性:約17万円

20~22歳 男性:約39万円、女性:約27万円

5. 本報告書が対象とする若者の範囲

消費者被害の防止・救済のための対応策については、

- ・年齢のみによって画一的に処理するのではなく、個人の知識・経験・判断力等に応じた対応をしつつ、若者が成熟した成人として社会に参画できるための支援の必要性を確認。
- ・現在の大学進学率は5割に達し、専門学校等への進学者を加えると7割以上が18歳を超えても学業を継続している状況。
- ➡ 18歳から22歳を念頭に「若年成人」とし、社会全体で「若年成人」が成熟した成人になることができるよう支援が必要

(なお、具体的な制度整備や消費者教育などの実施にあたっては、その実態に応じて対象とする「若年成人」の年齢、属性を検討し、各々に即して対応)

➡ このような状況を踏まえて、「若年成人」の消費者被害の防止・救済の観点から望ましい対応策を検討

第2 望ましい対応策

1 . 制度整備

消費者契約法（具体的には消費者契約法専門調査会で検討）

・若年成人に対する
配慮に努める義務：

事業者は、消費者契約を締結するに際しては、消費者の年齢、消費生活に関する知識及び経験並びに消費生活における能力に応じて、適切な形で情報を提供するとともに、当該消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供について、必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

・不当勧誘に対する
取消権：

事業者が若年成人の知識、経験不足等の合理的な判断をすることができない事情に乗じることにより締結させた、当該若年成人にとって合理的・必要性を欠く消費者契約を取り消すことができる制度を検討すること。

（考慮する要素として、若年成人の**知識・経験・消費生活における能力の不十分性**、**事業者が**を利用したこと**消費者契約の目的**が当該若年成人の**需要及び資力との関係で合理性・必要性を欠く**こと）

特定商取引法

省令改正により若年成人に対する以下の行為を行政処分の対象として明確化

- ・**連鎖販売取引**において**若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる**行為（特定商取引法施行規則第31条第6号関係）
- ・**訪問販売**において**若年成人の知識・判断力等の不足に乗じて契約を締結させる**行為（同第7条第2号関係）

2 . 処分等の執行の強化

特定商取引法に違反した事業者に対する
処分等の積極的な執行

- ・支払手段となる**信用供与契約について虚偽記載を唆す行為**
- ・若年成人の**知識・判断力等の不足に乗じて契約させる事案**
- ・若年成人に**被害の多い商品**等

3 . 消費者教育の充実

- ・小中高等学校：
消費者教育の機会充実・推進のための**人材開発（研修等）**、**アクティブ・ラーニング**の視点からの**学習・指導手法の高度化や実効性確保・教材の開発**、児童養護施設等での消費者教育支援に関するプログラムの検討等
- ・大学・専門学校等：
人材開発（教員養成課程における消費者教育の重要性を認識させる働きかけ）、**自治体と大学等の消費者被害防止のための連携枠組み強化**、**学生相談室等を通じた消費者教育・啓発強化**（大学）、消費者啓発・教育の取組についての実態把握（専門学校）等
- ・法教育・金融経済教育：関係省庁・機関との連携を通じた取組の強化

4 . 若年成人に向けた消費者被害対応の充実

- ・**相談体制の強化・拡充**（消費生活センターの周知、相談窓口の拡充等、若者支援機関（地域若者サポートステーション等）との連携）
- ・**大学・専門学校等の有する情報の充実及び活用**（被害事例に関する消費生活センターや大学・専門学校等間の情報交換等）

5 . 事業者の自主的取組の促進

- ・未成年者及び若年成人に配慮した**自主行動基準の堅持・強化**
- ・若年成人への配慮に着目した「**消費者志向経営**」の促進
- ・若年成人に対する**健全な与信のための取組**

6 . その他

- ・消費者被害防止のための**啓発活動を実施する若者団体の活動支援**
- ・成年年齢引下げに伴う、若年消費者被害防止の社会的周知のための**国民キャンペーンの実施**

消費者基本計画工程表の改定素案（平成29年4月）に対する意見

平成29年5月23日
消費者委員会

当委員会は、消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）の検証・評価及び見直しについて、本年1月31日に「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画工程表の改定に向けての意見」（以下「1月意見」という。）を取りまとめ、本意見の内容を、可能な限り工程表の改定素案に反映することを求めてきた。

その後、消費者庁をはじめとする関係府省庁等では、1月意見も踏まえつつ、工程表の検証・評価及び見直し作業を行い、取りまとめられた工程表の改定素案は、本年4月10日よりパブリックコメントにかけられた。

当委員会は、本年4月11日の消費者委員会本会議において、工程表の改定素案について、消費者庁よりヒアリングを行ったところである。このヒアリングの結果や、これまでに行った建議・提言その他の意見等の内容、工程表に記載された個別施策についてのヒアリングの結果等を踏まえ、工程表の改定素案に対し、下記のとおり意見を述べる。関係省庁等におかれては、下記の各項目について積極的に検討の上、可能な限り工程表の改定原案等に反映されたい。

当委員会としては、本意見の工程表への反映状況や、その後の実施状況等について引き続き監視を行い、消費者被害の状況が深刻なものや、取組が不十分と考えられるもの等については、今後、重点的に当委員会の調査審議を通じて取り上げていくとともに、必要に応じて建議等の意見表明を行っていくこととする。

記

第1 全体的な事項

1. KPIについて

当委員会が公表した「次期消費者基本計画の素案（平成27年2月）等に対する意見」（平成27年2月17日）において指摘したような基準¹を念頭にKPIの見直しを行うほか、施策の達成状況等に応じ、指標の見直しや追加設定を検討するとともに、目標の数値等についても、不断の見直しを図られたい。

¹ (i) 法令及びガイドライン等の見直しや改訂の実施状況、(ii) 消費者や事業者等への、法令及びガイドライン等の周知状況、(iii) 消費者関連法令の執行等、行政処分の実施状況、(iv) 関連する取組全体の効果としての消費者被害の発生状況を基準としている。

2. 工程表の図について

年限を区切らずに5年間で取り組むことが示されているものについては、定期的・継続的に実施しなければならないものを除き、可能な限り具体的な取組に分けた上で、当該具体的な取組ごとに期限を明確に設定した上で、図示されたい。また、取組の進捗や効果が思わしくない施策は、その状況を改善するための具体的な対策を工程表に反映されたい。

第2 工程表への反映が必要な事項

1. 成年年齢引下げ対応について

民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる18、19歳の消費者被害の防止・救済のためには、消費者教育の充実や制度整備、消費者被害対応の充実等が必要である。これらの成年年齢引下げに対応する各取組を一体的に把握出来るよう、各項目に関する工程表を集約し、一覧出来るようにされたい。

特に、消費者教育推進地域協議会の枠組みに大学・専門学校等に参画してもらおうよう、大学・専門学校等関係団体を通じて要請し、かつ、消費生活センターと大学・専門学校等との被害事例を交換するための枠組みの構築について工程表に明記されたい。(消費者庁、文部科学省)(4(2)⑥関係)

さらに、消費生活センターの相談窓口の拡充、及び多様な媒体を用いた広報の充実について工程表に明記されたい。(消費者庁)(6(2)⑤関係)

消費者庁からの意見聴取に対する委員会の回答²を踏まえた若年成人への対応は、必ずしも成年年齢引き下げを内容とする民法改正が実施されなければ行えないものではない。このため、民法改正を待たずに直ちに取組を始められる事項についても今期の工程表に具体的な取組を記載し、今期の工程表に記載出来ない取組については次期の工程表に記載出来るよう実施に向けた準備・検討を進められたい。(消費者庁、関係省庁等)

2. 食品表示について

(1) 消費者等への周知の強化と健康食品の表示・広告の適正化

栄養成分表示や保健機能食品に関する消費者への周知に係る取組として「栄養表示・保健機能食品の消費者教育調査」(平成28年度)や「栄養成分表示・保健機能食品の消費者教育モデル事業」(平成29年度)、また、平成30年度以降の全国展開に向けた取組について記載するとともに、取組のスケジュールを工程

² 「民法の成年年齢が引き下げられた場合の新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策について(回答)」(平成29年1月10日消費者委員会)

表の図に明記されたい。(消費者庁)(2(3)①関係)

加えて、平成27年に施行された食品表示法に基づく食品表示の理解度のKPIとして、消費者・事業者双方の理解がどの程度かを示すデータを記載されたい。(2(3)①関係)

また、健康食品の表示・広告について、現行の健康増進法において従前以上に速やかな監視・指導を行うための方策について記述されたい。もしくは、現行法では現行以上には速やかな監視・指導及び措置が行えない場合は、建議³で求めた健康増進法改正に関する検討を速やかに行うことを記載されたい。(消費者庁)(2(3)②関係)

さらに、事業者に対して、特定保健用食品の広告に、バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文書の表示を求めることについて、事業者に対するパンフレットの配布枚数などの実績を記載するとともに、これが実効性ある対策であることを示すためのKPIを設定されたい。(消費者庁)(2(3)②関係)

(2) 特定保健用食品等の制度・運用の見直し

特定保健用食品の許可後の事後チェックについて、実効性のあるものとなっていることを確認出来るよう、買上調査や指導等の件数の実績を具体的に記載されたい。(消費者庁)(2(3)①関係)

また、内閣府令改正等により新たな科学的知見の解釈は以前より明確になったものの、特定保健用食品の再審査制に係る運用については明確になっていない面があることから、再審査制を更新制の代替として機能させるための要件見直し等の検討を明記されたい。(消費者庁)(2(3)①関係)

さらに、特定保健用食品の製品に係る公開情報の充実を図ることについて、スケジュールを工程表の図に明記されたい。(消費者庁)(2(3)①関係)

加えて、特定保健用食品のみならず保健機能食品全体に関する制度を適正に運用できる体制を強化するための計画を明記されたい。その際、特定保健用食品の平成28年度買上調査において関与成分が規定量に満たない製品が見つかったことを踏まえ、保健機能食品で問題のある製品が見つかった際の対応ルールについて、行政処分の是非を判断する基準の明確化・透明化の他、当該事案の情報(販売量、販売期間、違反状況の詳細等)の開示といった当該製品を購入した消費者の視点に立った情報提供の在り方も含めて、早急に検討することを盛り込まれたい。(消費者庁)(2(3)①関係)

³ 「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」(平成28年4月12日消費者委員会)

(3) 機能性表示食品制度の見直し

機能性表示食品制度の施行後2年が経ったことから、制度の運用状況や制度に対する消費者の理解度等を踏まえ、改善に向けた見直しを行うことを明記されたい。特に、事後チェックの在り方や表示・広告等の問題提起を受けることの多い点については実態を把握し、必要な見直しを行うことを明記されたい。併せて、工程表の図に記載されている「食品の機能性等を表示する制度改正の要否の検討【消費者庁】」の部分も修正されたい。(2(3)①関係)

3. 地域の見守りネットワークの構築について

改正消費者安全法により新たに位置づけられた消費者安全確保地域協議会の設置状況は、人口5万人以上の市町⁴において21市にとどまっており(平成29年1月1日現在)、非常に低調である。

このため、地方自治体における消費者安全確保地域協議会の設置促進のための取組が強化されるよう、先進事例の収集・共有にとどまらず、消費者安全確保地域協議会を設置することの意義や地方消費者行政推進交付金の活用が可能なことを含む設立支援に関する情報等の積極的な周知等、具体的な取組を更に追加して盛り込まれたい。(消費者庁)(6(2)②関係)

また、消費者安全確保地域協議会の設立や運営に関してガイドライン⁵に記載されている事項について、地方自治体はその全てを必要事項と捉えることにより、設置に対する負担感がもたらされている可能性があることから、既存の介護・福祉サービスにおける高齢者の見守りのネットワークを活用することの呼びかけ等、こうした負担感を取り除くための働きかけを地方自治体に対して積極的に行うことが重要であり、そのための取組について工程表に明記されたい。(消費者庁)(6(2)②関係)

(以上)

⁴ 人口5万人以上の市町数は全国で556(平成28年4月現在)。

⁵ 改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン(平成27年3月消費者庁)

消費者行政における執行力の充実
に関する提言の概要
～ 地方における特商法の執行力の充実に向けて～

平成29年8月
消費者委員会

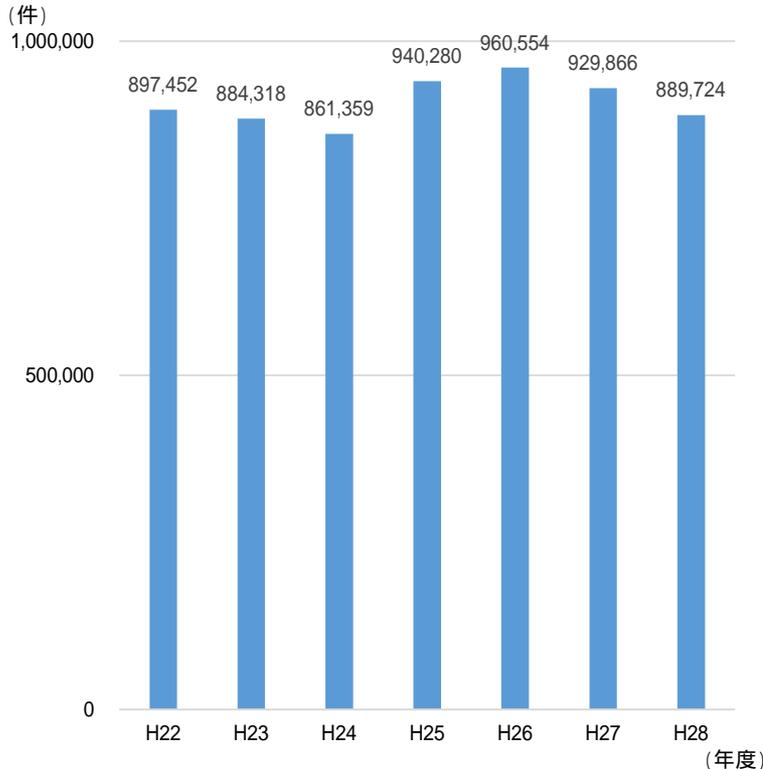
目 次

第1 現状と課題	1
第2 提言	4
第3 今後に向けて	6

1 現状

消費生活相談件数

消費者から寄せられる消費生活相談の件数は、おおむね横ばい。

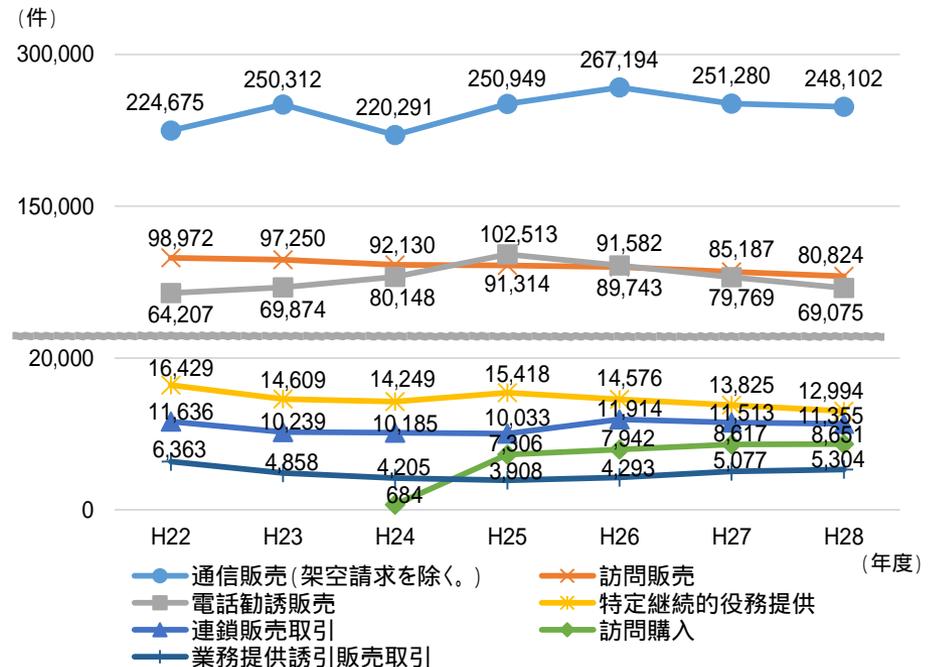


(備考)

- 1 PIO-NETデータにより当委員会作成。データは平成29年3月31日までの受付、同年7月31日までの登録分で、平成27年度以降受付分は消費生活センター等からの経由相談を含みます。
- 2 PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース。

取引類型別の消費生活相談件数

特商法の規制対象である取引類型に関する消費生活相談の件数は、通信販売が最も多く、次いで訪問販売、電話勧誘販売。



(備考)

- 1 PIO-NETデータにより当委員会作成。データは平成29年3月31日までの受付、同年7月31日までの登録分で、平成27年度以降受付分は消費生活センター等からの経由相談を含まず（訪問購入に関する相談は平成25年2月21日以降受付分より収集）。
- 2 「特定継続的役務提供」は「エステティックサービス」、「外国語・会話教室」、「家庭教師」、「学習塾」、「パソコン・ワープロ教室」、「結婚相手紹介サービス」に関する相談の合計件数。「業務提供誘引販売取引」は「内職・副業（「ネズミ講」を除く。）」、「モニター商法」に関する相談の合計件数。
- 3 1つの消費生活相談が複数の取引類型に重複して計上されている場合もある。

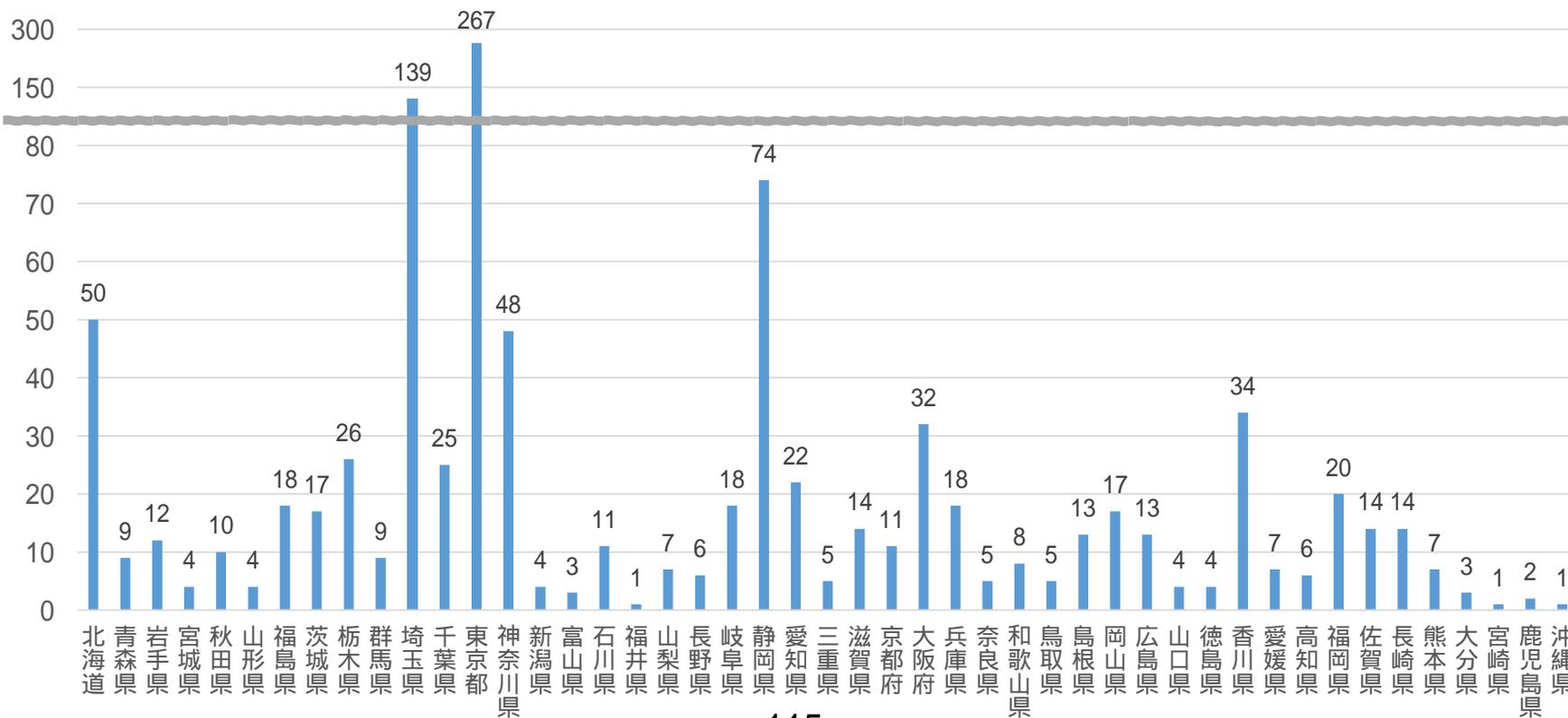
国・都道府県別執行件数

全体の執行件数は平成22年度をピークに減少。特に都道府県で減少幅は大きく、都道府県により執行件数に差異。

特商法に基づく行政処分件数の推移 件数は業務停止命令及び指示処分の合計値

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
国	2	9	12	5	0	13	9	7	16	35	30	40	37	48	53	43	40	21	40	34	28
都道府県	0	0	1	2	4	7	16	19	24	45	54	142	104	90	135	82	81	97	55	50	34
計	2	9	13	7	4	20	25	26	40	80	84	182	141	138	188	125	121	118	95	84	62

都道府県別行政処分件数の累計(平成8年度～平成28年度)



第1 現状と課題

2 課題

(1) 執行体制

多くの都道府県において、消費者行政担当職員は複数の業務を兼務し、体制への不安を抱え、執行ノウハウの蓄積に苦慮。

【平成27年度 都道府県別執行件数と特商法職員数】

	執行件数	特商法職員数		執行件数	特商法職員数
北海道	1	18	滋賀県	0	4
青森県	1	2	京都府	0	19
岩手県	0	2	大阪府	1	7
宮城県	0	3	兵庫県	0	5
秋田県	0	1	奈良県	0	6
山形県	0	6	和歌山県	0	3
福島県	0	2	鳥取県	1	5
茨城県	1	3	島根県	0	3
栃木県	1	7	岡山県	3	3
群馬県	0	3	広島県	1	5
埼玉県	13	10	山口県	1	1
千葉県	1	8	徳島県	1	5
東京都	11	21	香川県	0	3
神奈川県	1	8	愛媛県	0	3
新潟県	0	2	高知県	0	3
富山県	0	1	福岡県	3	4
石川県	1	0	佐賀県	4	6
福井県	0	2	長崎県	0	2
山梨県	0	8	熊本県	0	2
長野県	1	4	大分県	0	2
岐阜県	0	3	宮崎県	0	1
静岡県	2	17	鹿児島県	0	1
愛知県	1	7	沖縄県	0	1
三重県	0	2			

(2) 悪質事業者への対応

近年、事業者の手口が複雑化・巧妙化しており、次々と法人を立ち上げて違反行為を行っているような事案や、立入検査・物証収集が困難な事案が見られ、調査業務の困難さが増大。

(3) 国と都道府県の連携及び役割分担

特商法の執行は、国(消費者庁及び各経済産業局)のほか都道府県が行うこととされている。

都道府県

- ・一の都道府県の区域内に係る事案について執行
- ・処分の効果は当該都道府県の区域内に限定

国

- ・二以上の都道府県の区域にわたる事案について特に必要と認める場合等に執行することを妨げない
- ・処分の効果は全国に及ぶ

被害が複数の都道府県の区域にわたる個々の事案について、都道府県と国のいずれが対処すべきかが必ずしも明確ではない

処分の対象となる違反行為は当該都道府県の区域内で行われたものに限られるものの、取引の公正や購入者等の利益が害されるおそれの認定に際し、共同して調査を行った他の都道府県における被害状況等を考慮することはできると考えられる。

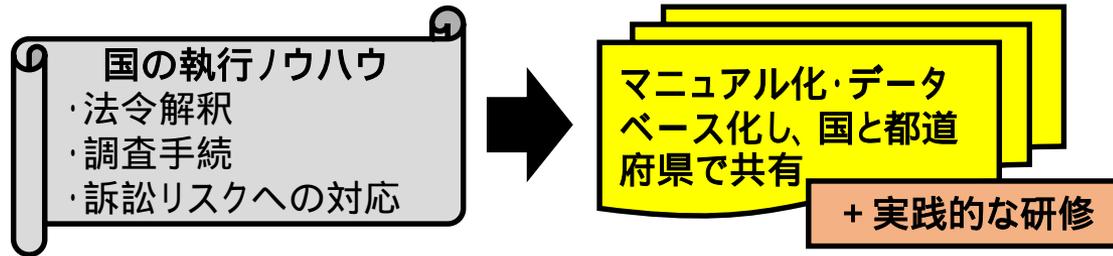
1 執行体制に係る課題への対応

(1) 執行ノウハウの整備・共有

特商法の執行業務(消費者からの被害聴取、内偵調査、立入検査等) = 通常の行政事務と性質が異なる、専門的な能力・経験が求められる

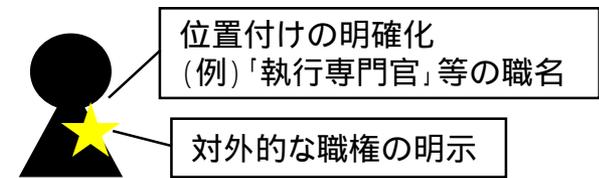
本来的には、複数の職員がチームを組み、実際に執行業務を行う中で知識・経験を習得、伝達することが望ましい

職員数が少ない、調査・執行の実績が少ない都道府県がみられる
→執行に係るノウハウの伝達・蓄積が難しい



(2) 執行業務に携わる職員の地位の明確化

執行業務の特殊性・専門性を踏まえ



- (3) 警察関係者等の専門性を有する非常勤職員の関与の拡大
- (4) 官民連携による執行体制の充実、専門人材との連携

警察関係者 ~ 公務員として任用

警察官OB(非常勤職員)

犯罪捜査における被害者取調べ、被疑者取調べ、捜索差押えのノウハウを有する
→執行業務における消費者聴取、立入検査等を効果的に実施する上で極めて有益

- ! 継続的な人材確保体制の構築・増員
- ! 常勤職員と同等の服務規定等のルール化
- ! 専門性・業務内容の特殊性に応じた報酬設定

官民連携 ~ 契約等による連携

弁護士等(法律相談)

事実認定・法令解釈の専門的知識を有している
行政処分に対する訴訟事案への対応
! 常勤・非常勤公務員としての任用の検討

公認会計士、建築士等
個別事案ごとの連携

適格消費者団体等
事業者情報・消費者被害情報の提供等

2 悪質事業者への対応

(1) 消費生活センターの役割の重要性の高まり

- ・法執行を念頭に置いた相談対応
行政処分を意識した相談対応、行政機関による消費者聴取の協力要請
- ・PIO-NET入力工夫
特商法の法律用語をPIO-NETの入力キーワードに取り込み、検索の利便性を向上
- ・消費生活センターと執行部局との情報連携の仕組みの構築

(2) 特商法執行ネットの充実

役員・関係者情報など、入力内容を充実させ、一層の活用を図る

(4) 消費者からの情報収集

法令違反に当たる事例を消費者へ情報提供、消費者による情報提供の重要性を相談員へ周知

(3) 関連先への資料提供要求権の活用

事業者の関連先への資料提供要求規定(特商法第66条第3項)の周知

3 国と都道府県の連携及び役割分担

(1) 近隣都道府県及び国との連携

広域的な連絡会議をベースにした緊密な情報交換、複数都道府県による同時処分、処分の効果が全国に及ぶ国との共同処分

(3) 都道府県の立入検査等への支援

国が立入検査を行う際に、対象事業所の存する都道府県に協力を要請し、ノウハウの提供・経験の蓄積を図る

(2) 被害が広域に及ぶ事案における役割分担

国と都道府県の役割分担についての基本的な考え方を明示

(4) 国と地方の処分権限の考え方の周知

国と都道府県の両方が特商法に基づく処分権限を持つことの考え方の周知

1 適切なタイミングでの行政処分の実行

- ・事案により、行政指導と行政処分のいずれによるかの方針を、調査の適切な段階で決定することが重要。
- ・悪質性の高い、また深刻な被害が生じていると思われる事案に対しては、行政指導ではなく行政処分により対処すべき。
- ・調査の過程でその方針を柔軟に転換すべき場合があることにも留意すべき。

2 悪質事業者に対する制度的対応

- ・これまでは、処分を受けた事業者が法人の作り替え等により違反行為を繰り返す事案が見られていた。
- ・平成28年の法改正で、事業者が次々と法人を立ち上げて実質的に業務を継続することが禁止された。
- ・今後、法の着実な運用により対処していくことが重要であり、引き続き法の実効性について注視していくべき。

3 警察との連携強化

- ・犯罪の疑いのある事案について、手続の重複を回避し、迅速かつ効果的に消費者被害の拡大・再発防止を図る観点から、今後、行政機関と警察との更に一步踏み出した緊密な連携の可能性を模索することも有用。
- ・手続保障に配慮しつつ、行政目的で収集した証拠資料の刑事手続における利用や、刑事手続において得られた証拠資料の行政手続における利用について、必要に応じ、検討していくことも考えられる。

4 職員の専門性の充実

- ・悪質事業者の一扫を目指す専門職員の配置等による行政体制の強化に期待。
- ・警察官OBの任用や官民連携による専門人材の活用、行政職員の専門能力向上が執行力向上に不可欠。
- ・業務の特殊性を踏まえた、研修、人事ローテーション等の職員育成の仕組みの必要性についても検討を行うべき。
- ・国は地方自治体が担う消費者行政の重要性について積極的に説明することが必要。

消費者教育の推進に関する基本的な方針の改定に向けての意見

平成29年11月8日
消費者委員会

消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、消費者教育を総合的・一体的に推進するため、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、消費者団体、事業者・事業者団体、教職員、消費生活相談員等消費者教育の担い手全ての指針となるものである。したがって、その内容は、消費者教育全般を範囲とし、それぞれの方向性を示すものとなっている。

ところで、基本方針は、概ね5年ごとに検討が加えられるものとなっている（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第9条第7項）ことから、今般策定する基本方針は、平成30年度からの5年間を見据え、消費者教育の方向性を示すことが重要と考えられる。

こうした認識に立ち、消費者委員会は、今後5年間で重点的に取り組むべき事項として、以下のとおり指摘する。基本方針の改定に当たっては、これらの事項について議論を深め、基本方針に盛り込まれることを期待する。

同時に、今般改定される基本方針においては、当委員会の指摘も参考に、消費者教育における今後5年間を見据えた重点事項が明示され、政府全体の共通認識となり、その取組が特に進展されることが必要と考える。

当委員会としては、本意見の基本方針改定案への反映状況等について引き続き検討し、必要に応じ、意見表明を行っていくこととする。

記

1. 成年年齢の引下げを見据えた迅速かつ計画的な対応

当委員会は、民法の成年年齢が引き下げられた場合に、新たに成年となる18歳、19歳を消費者被害から防止・救済するためには、消費者教育の充実や制度整備等が検討されることが必要であるとこれまでも指摘している。まずは、基本方針において、成年年齢の引下げを見据えた消費者教育の充実に向けた対応に重点的に取り組む姿勢を打ち出すことが重要である。

【実現における観点】

- ・ 18歳の段階で何を身につけておくかを明確にし、予算、人的資源を集中し、最優先事項としての取組
- ・ 消費者被害未然防止のため、ワンストップサービスの提供等、若者を消費者

被害から守るための支援、相談体制の充実

- ・加害者にならないための学びの重要性
- ・学生自身による消費者被害防止に係る取組の支援

2. 新学習指導要領の着実な実施と連携した取組

若年層に対する消費者教育の柱の一つは学校教育である。各学校のカリキュラムの基準となる学習指導要領は、概ね10年ごとに改定されており、平成30年度以降、新学習指導要領が小学校、中学校、高等学校等において順次実施される見込みとなっている。この機会を捉え、学校教育における消費者教育を一層充実させることが重要である。

【実現における観点】

- ・新学習指導要領の着実な実施と基本方針の連携の視点の盛り込み
- ・「生きる力を育む」ためには消費者教育の充実が重要であることを強調
- ・「社会に開かれた教育課程」の実施に向け、消費者団体を始めとする地域の人的・物的資源の活用取組支援、コーディネーターの設置・活動の促進

3. 生涯を通じた切れ目のない学びの機会の提供

基本方針において、消費者教育は幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行わなければならないとされている。しかしながら、大学生、社会人、高齢者等については体系的な取組がされにくく、特に社会人については、事業者等が消費者教育に取り組むメリットが見えにくい。こうした消費者教育の機会を敢えて設けなければならないライフステージにある消費者への取組は、重点事項として意識して行うことが重要である。

【実現における観点】

- ・新入学生へのオリエンテーション教育にとどまらず、専門学校、大学教育のカリキュラムに組み込み、小中高から続く切れ目のない学び
- ・事業者に対し消費者志向経営と並び、消費者としての従業員に対する消費者教育の重要性を周知し、事業者による従業員向け消費者教育の強化
- ・高齢者の消費者被害防止に向けた取組
- ・消費者の属性に応じた各種コミュニティ（自治会、PTA、子育てサークル、老人クラブ等）を活用した取組

4. 消費者教育の効果測定を行うための必要な調査

消費者教育に関する取組については、その有効性等について事後に十分な効果測定が行われているとは言い難い。効果測定を行うことは、①取組の効果が発揮

されているかの把握、②重点的に取り組むべき分野の把握、③限られたリソースの有効活用に資するものである。

具体的には、単に知識の習得状況を把握するだけでなく、消費生活における姿勢・考え方、具体的な行動をどう変化させたか等を把握し、効果の最大限の発揮に向けた改善につなげることが重要である。

【実現における観点】

- ・ 消費者教育として行ってきた方策の効果の検証
- ・ 消費者教育の知識に基づき取った行動内容の把握
- ・ 既に実施されている調査（例えば、金融教育分野における金融リテラシー調査¹）等を参考とした、効果測定に係る具体的な質問内容や結果の分析手法の検討

以上

¹ 「金融リテラシー調査」（2016年6月17日）金融広報中央委員会、「ADULT FINANCIAL LITERACY COMPETENCIES」（2016）OECD等を参考に、例えば、消費者として最低限身に着けるべき知識、判断力は何かを整理し、それらについて「知識」「行動」「姿勢（考え方）」に関する質問を組み合わせることが考えられる。